

平成25年6月14日（金曜日）

---

議 事 日 程

平成25年6月14日 午前9時00分 開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第32号から議案第37号まで
- 日程第3 議長辞職の件
- 日程第4 議長の選挙の件
- 日程第5 副議長辞職の件
- 日程第6 副議長の選挙の件
- 日程第7 議会運営委員会委員辞任の件
- 日程第8 議会運営委員会委員選任の件
- 日程第9 議員提出議案第4号 議会広報特別委員会の設置及び付託の件
- 日程第10 議会広報特別委員会委員選任の件
- 日程第11 選挙第4号 富山地区広域圏事務組合議会議員の選挙の件
- 日程第12 選挙第5号 中新川広域行政事務組合議会議員の補欠選挙の件

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

出席議員（8名）

- 1番 森 弘 秋 君
- 2番 塩 原 勝 君
- 3番 野 村 信 夫 君
- 4番 明 和 善一郎 君
- 5番 山 崎 知 信 君
- 6番 川 崎 和 夫 君

7番 竹島貴行君

8番 前原英石君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 金森勝雄君

副 村 長 古越邦男君

教 育 長 高野壽信君

総 務 課 長 松本良樹君

生活環境課長 高畠宗明君

会計管理者 笠田恵雄君

生活環境課主幹 吉田昭博君

代表監査委員 吉川良二君

---

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 田中 勝

---

午前 9時00分 開議

議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成25年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

一 般 質 問

議長（竹島貴行君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） おはようございます。

初めに、農地・水・環境向上対策を進めていますチームえびえの活動として行っています蛸の里事業が実を結びまして、3日前ごろよりホテルの乱舞が見られるようになってまいりましたので、皆様方の観察をお受けいたしたいと思っております。

また、日本政府が進めていますアベノミクスに代表する経済政策の「三本の矢」という言葉をよく耳にしますが、私は最近の挨拶の中で3つの日本一をお話ししながら、舟橋村のPRをするとともに、村民の統一目標としていければいいなと思っております。

1つ目は日本一小さな村、2つ目は貸出数日本一の図書館、3つ目は現在進められておられます日本一健康な村ということで、1つ目と2つ目は完了済みでございますが、3つ目の項目を村民全体目標として、このことを合い言葉に進めていければ、より充実したものになるような気がしますが、皆様方、いかがでございましょうか。

それでは、通告しています3項目について、当局のお考えをお伺いいたします。

1点目といたしまして、非常食セットの賞味期限対応と今後の取り組みについてお聞きいたします。

3.11東日本大震災をはじめ、日本各地で自然災害が数多く発生しています今日、舟橋村の取り組みとして、万一災害が発生した場合を想定され、平成20年春に全戸配布された非常食セットのドライカレー・五目御飯・大豆ひじき御飯の賞味期限が2013年5月に、立山の天然水が2013年10月に期限切れの時期がやってまいりました。

年数の経過は早いもので、住民の皆さん方は早くも賞味期限が来たのかと思われるくらい、配布当初の気構えは薄れていると思われませんが、当局からの注意喚起はどのようになっていますか。

住民が災害発生時のために非常食確保をしておくことの重要性を喚起するための方策として実施された全戸配布が実り多い結果を生むためにも、今後の取り組みが重要になると思われますが、再配布を含めた考えの有無について、お考えをお伺いいたします。

次に2点目として、富山県東部消防組合の現状と今後の取り組みの進行予定及び村財政計画についてお考えをお聞きします。

富山県東部消防組合が2市1町1村で設立されたことは、村民の皆様方は、報道や救急車の出動の変化により、それぞれ情報を得られているとは思いますが、現在の状況、今後の取り組み予定等、進行状況はどのようになっていますか。

一番身近な問題として、舟橋村に設置計画の分遣所について、お考えをお伺いいたします。

建設予定地はどこをお考えですか。隣接住宅への影響はないのですか。建設時期はいつごろになるのですか。

特に隣接住宅への影響について、救急車を持ち込み、走行中に鳴らす警告音やサイレンの音量を隣接住宅内で測定し、防音対策や窓を閉め切った状態の夏場対策として冷房装置の設置等を精査して組合管理者への申請を進めていくべきと思いますが、お考えはいかがですか。

次に、事業に対する国庫補助事業の採択が進み、取り組みが早まった場合の村財政計画はどのように進められるのですか、お考えをお伺いいたします。

3点目として、通学路の安全対策の状況はどのように考えておられるのかお聞きします。

先日の新聞報道によりますと、県内の市町村内には多数の整備不良の通学路が存在しており、舟橋村では3カ所の通学路の整備を計画しているとありましたが、場所はどこですか。

村民の皆様方の意見をお聞きしますと、1つには古海老江団地横から始まる排水路を活用した歩道の整備も平成25年度には竹鼻地区の入り口までの事業計画が採択され、工事図面を見せていただきましたが、町内要望として竹鼻地区中心の交差点までの延長要望がありますので、関係機関への申し入れを進めていただくよう要望いたします。

特に注視しながら進めてもらいたいのは国重地内の通学路ですが、歩道の整備が進み、交差点の信号時間の調整も進みましたが、県道富山上市線の国重交差点に設置されている信号を、通勤時間帯に1カ所、通り抜けるために国重公民館前の道路を斜め走行する車両が増え続けている現状があります。そのために、通学時間に歩道を歩いている児童生徒が危険回避のため、進行をストップしなければならない状況が発生しています。

事故が発生してからでは遅いので、関係機関と調整を進められ、時間帯交通規制を導入し、安全対策を進められるよう要望いたします。

この他の通学路全体の安全対策を早期に検討され、安心して通学できるよう要望し、当局のお考えをお伺いいたします。

以上3項目についてお伺いいたします。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 私のほうから4番明和善一郎さんのご質問にお答えいたします。

初めに、非常食セットについてのご質問であります。

平成20年度の予算に計上いたしまして、非常食セットを参考にいたしまして、全戸配布をさせていただきました。これにつきましては、日ごろから災害に備えていただきたいという思いと防災意識の高揚を目的に全戸配布をさせていただきました。

ご指摘のとおり、賞味期限等その後の管理につきましては、基本的には自己責任ということで、それぞれの家庭でその管理をお願いしたいというふうに考えておりました。

今後、ご指摘がありましたけれども、そういった賞味期限がまいておる、あるいはまたそういった点もございますので、改めて広報紙等でそういったことを周知してまいりたいということと、新たな災害に対する備えについてもお願いするというふうなことを掲げた周知を図っていききたいと、こういうふうにも考えているわけであります。

そしてまた、ご案内のとおり、去る5月28日には南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの最終報告が発表されております。1週間分の家庭用備蓄が必要であるというふうに報告されております。

こういうことから、災害対策は自助・共助が大変重要なことですので、今後は各家庭または自治会等で非常食を購入されるなど、災害に対する事前準備を十分お願いしたいというふうに思っているわけであります。また、自治会等で非常食等を購入される場合は、村の単独事業として補助メニューもありますので、総務課のほうの担当がおりますので、そこへご相談いただきたいということでもありますので、ご指摘がありまし

たように、再度非常食を皆さん方に配布するという事は、今のところは検討していないということをお答えしたいと思っております。

次に、舟橋村分遣所についてであります。

役場敷地内の車庫を移設しまして、その跡地に分遣所を建設するという事にしております。

ご指摘のとおり、緊急車両が配備されるわけでありますので、当然サイレン等の音により近隣の皆様には大変ご迷惑をかけることになるわけであります。そういうことでありますので、私は関係自治会長さんとも既にそういった話をしておるわけでありますが、改めてそういった相談等を含めて、もちろん近くにおいでになる民家の方も含めまして地元説明会を開くなど、村民の安全・安心のためにそういった救急車も配置してあるんだと、そこに置くんだということを十分ご理解いただくように努めてまいりたいと思っております。

それでまた、その騒音等につきまして要望があれば、そのような対応をしてみたいと。要するに、ご指摘ありましたように、二重窓といいますが、サッシとかそういったことで対応できるというふうに思っておりますので、そういう点は当然ながら本部といいますが、富山県東部消防組合の関係者を含めて、あるいはまた事務方のほうに十分相談してみたいと、こういうふうに思っております。

次に、今後のスケジュールのことですけれども、6月下旬には設計業務の入札を行い、8月の組合定例議会において建設費を予算計上いたしまして、年度内に完成する予定であるというふうになっております。救急車につきましても同様に、年度内には購入される予定であります。

事業自体は前倒しされることになるわけでありますので、実際の運用につきましては職員の配置の関係もありますので、当初の予定どおり、平成26年の10月からスタートするといいますが、運用を開始するということでありますので、そういう点もご承知をお願いしたいと思っております。

今回、分遣所の建設を25年度に前倒しする理由といたしましては、国の緊急防災・減災事業債制度を利用するということでございまして、当該事業につきましては、地方債の充当率が100%であり、そしてまたその償還額の元金、利子を含めましてですが、交付税算入70%、トータル的にいいますと、70%の交付金事業だというふうに考えていただければ結構かと思っております。ということで、大変有利な事業となっております。

まして、従来予定されておりました財政負担よりも大きく軽減されるものと考えております。

後ほどこういった事業が展開されていけば、当然組合議会等で予算化等で計算がとれますか、そういった情報が出てまいりますので、そういうときには皆さん方にもまたご報告申し上げたいと、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、富山県東部消防組合事務局をはじめとしまして、関係機関と十分協議しながら事業を進めてまいるということをこの場で申し上げまして、ご理解いただきたいと思います。

次に、通学路の安全対策についてであります。

昨年6月には、県、土木関係でございますけれども、警察、あるいはまた学校、教育委員会等の担当職員と合同で村内の通学路を点検実施いたしました。その結果、県道では富山上市線の舟橋～竹内間の歩道拡幅、そしてまた竹内地内の県道北側部分の歩道未整備箇所の路肩拡幅及び竹内～仏生寺間に至る立山舟橋線へのカラー舗装化について3カ所が指摘されたわけでありまして、それで、村道では、稲荷地内の消雪未整備箇所への消雪設備設置が必要だということで、県道、村道についてのそういった点検をした結果、そのように改善を図られたいということの検討結果をいただいております。

昨年度におきましては、立山舟橋線へのカラー舗装化が実施されましたので、残る未整備箇所は3カ所となっております。県道富山上市線の歩道拡幅につきましては、竹内地内で側溝の敷設がえが、ご存じのとおり、セブンイレブンのあそこに実施するというご事情をございまして、拡幅改良されておりますけれども、今年度は用地測量と用地買収が行われる予定となっております。また、竹内・舟橋間では用地買収が完了次第、来年度以降に工事が着工される見込みとなっておりますので、本村では順次歩道改良が実施されていくように、重ねて県に要望してまいる所存であります。

次に、村道の稲荷地内の消雪工事につきましては、今年度と来年度、平成25年度・26年度2カ年で社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして整備することにしておりますので、消雪施設の設置により、子どもたちがより安全に通学できる環境が整うものと思っております。

次に、古海老江・竹鼻間の歩道の整備につきましては、県のフレッシュアップ事業で本年度、用地測量が予定されてございまして、用地取得が完了次第、工事に着手するとい

うふうに聞いておりますので、本村といたしましても、一日も早く着手されるよう要望をしておいてありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、県道国重交差点の渋滞を回避する目的で、県道富山上市線、大石原水橋線を斜めに走行する車両が多いという件でありますけれども、その対応策といたしまして考えられることは、国重公民館前の道路をスクールゾーンに指定し、通学の時間帯は交通規制をかけるという方法が一つあります。しかしながら、この場合は地元自治会、周辺住民の同意が前提になるわけでありまして、道路沿いの住民についても規制の対象となるわけありますので、不都合になるという方もおいでになるのではなかろうかと、こういうふうに思っております。

もう一つの方法といたしましては、地元自治会や村の交通対策協議会からドライバーに対して、「通学路につき、車両の通行はご遠慮ください」といった趣旨の注意喚起の看板設置も考えられるわけあります。

本村といたしましては、通学路を歩く子どもたちの安全確保と近隣住民の利便性の双方を考慮いたしまして、警察と十分協議しながら改善を図ってまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、いましばらくの時間をいただきたいと、こういうふうに思っております。

最後になりますけれども、ご質問のあった場所以外にも村内の交通安全事情の把握に努めまして、児童生徒の通学路、また村民全体の交通安全対策のためにも、今後とも関係機関と連携のもとに整備を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） 今ほど答弁いただきましたが、ちょっと聞きにくかったところがございますので。

分遣所の建設予定地を、庁舎のこの敷地内ということですが、どこのほうかというのを、ちょっとわかりにくかったので、再度お聞きしたいと思います。

それと、賞味期限の問題につきましては、広報なりでもう少し丁寧にやっていただけるといってございますが、中に入っておった製品を見ますと、2012年の6月に、うちへ来ておったものですが、3袋期限切れがあったということです。ですから、大体同じ時期ごろに賞味期限が切れるのかなということで見えおったんですが、そういう物もまじっておるといってございますから、できるだけ早い時期に、私もこういうことを言う



のが遅くなったんですが、早い時期にお話しすればよかったんですが、対応をとっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今ほど、一番最後にありました通学路の問題も、先般の上市町で起きた死亡事故があってから、ようやく警察が動き出す。それから、それぞれの自治会なりそういった方々を集めて相談しておるような状態でございますので、国重の子どもたちが何かあってからでは、私は遅いと思います。ですから、ならないうちに、ぜひとも警察を動かすように体制を整えて村当局の頑張りを期待いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 明和議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

1点は、分遣所の建設予定の箇所でございます。

これは、今現在、ご存じのとおり、庁舎の敷地内に車庫、車ですね、乗用車の車庫がございます。あの車庫を移設いたしまして、その跡に、跡地ということで申し上げたわけであります。しかし、そのようになりますと、名前を申し上げて失礼なんですけれども、田鍋さん宅に、あるいはまた……。近辺の何軒か、非常に関係するうちが出てまいりますので、そういった対応につきましては、先ほども申し上げましたように、十分配慮していきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご指摘のとおり、そういったことを約束させていただきたいと思います。

それからまた、通学路の話で、国重の信号を、何と申しますか、避けるために、斜めに走行するという車が見受けられるということでございますけれども、この安全策につきましても、できるだけ 子どもたちは、通学路と申しますか、きちんとしておるのは、あの信号機を、国重信号機を中心にした通学路となっております。私もそういう点では、「安心」という言葉は妥当でないかもしれませんが、今のところ、あそこの近辺の子どもたちは、ほとんど通学と申しますか、小学校、中学校に入学する者がほとんどいないということもございまして、十分そういったことに配慮してまいりますけれども、いずれにいたしましても、私が申し上げたいのは、お互いにそういったことに注意し合うと申しますか、これはドライバーも含めてなんですけれども、いくら、規制だけで物事が十分なるというふうには私は思っておりませんので、そういう点で、いろんな機会あるごとにそういった交通安全の啓発・啓蒙に努めてまいりたいとも考えて

おるといふことを申し上げまして、答弁にかえさせていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

議長（竹島貴行君） 8番 前原英石君。

8番（前原英石君） おはようございます。

私は、本6月定例議会において、通告をしております舟橋村自転車等駐車場条例についての質問と舟橋村環境美化の促進に関する条例について質問をいたします。

まず最初に、それぞれの条例は行政の遂行上必要に迫られて制定されたものと考えますが、改めて条例が制定されるに至った経緯と制定されてから現在まで取り組んでこられた施策や事業についての説明をお願いします。

また、それぞれの条例については、条例に反するような行為も見受けられますが、今後どのような手段を講じて、この舟橋村が今までも増して住みよい村になるような環境づくりを進めていこうとしておられるのか、今後の取り組みについても、あわせてお尋ねします。

それでは、まず舟橋村自転車等駐車場条例についてお聞きします。

この条例は平成23年9月9日から施行されていますが、それ以前から駅北側の駐輪場前には、せっかく安全確保のための歩道があるにもかかわらず、駐輪場から自転車があふれ、歩道を占拠しているような状況です。また、郵便局側のポスト周辺では、自転車が車道にまではみ出してとめられていることもあります。このような状態ですから、駐輪場に入りきらない自転車が歩行者の歩行の妨げとなっていたり、車の運転の妨げになるようなこともあります。これで安心・安全なのでしょうか。

そのような現状を当局はどのように見ておられるのか。ただ手をこまねいて黙認しておられるのではないかと思っております。

当局から提案され、制定された条例です。条例に反するような行為が減少するような、また反するような行為が行われなくなるような改善策があれば、お示してください。

現状の話になりますが、ご承知のとおり、現在、舟橋駅周辺には北側と南側の2カ所に駐輪場があります。正規に駐輪した場合、何台の自転車が駐輪できるかご存じでしょうか。北側には42台、そして南側には85台の自転車を駐輪することが可能です。

では、南北の駐輪場及び周辺に実際何台くらいの自転車がとめられているかご存じでしょうか。とめられている自転車がたいてい、多い時間帯に何度か台数調査を行ってみました。結果、南側駐輪場は許容台数85台に対して、とめられている自転車の台数は、

多い日で約70台から82台で、まだ空きスペースは多少ありました。しかし、北側駐輪場では許容台数42台に対して78台から88台と、許容台数の2倍ほどの自転車がとめられていました。

このことからわかりますが、両駐輪場を合わせた許容台数は127台なのに対して、駐輪場とその周辺にとめられている自転車の台数は148台から170台と、収容台数をはるかに上回る自転車がとめられていることがわかります。

最初は、この問題を打開するには、駐輪マナーの向上のために巡視員や指導員を配置してマナーの向上を図ればと考えましたが、絶対数の足りない現況下でのマナーの向上は難しいのではないかと思います。

あと考えられるのは、駐輪場の増設、また新たな建設が必要と思われませんが、このような現状について、当局ではどのような協議をされているのか。

通学に自転車を利用している、ある女子高校生が言っていました。「ルールを守って自転車をとめたくても、とめられない」と。また、ルールを守って自転車をとめても、帰るとき、自分の自転車を出すには、後から後から間に詰め込まれた自転車を引き出さなければ、自分の自転車を出せない。こんな作業は、力のない子どもや女性にとっては大変なことです。特に雨の日には傘もさせずにこんな作業を行っています。

これからも住宅が増え人口が増加すれば、通学や通勤に自転車を利用する人が増加すると考えます。これ以上に自転車が増加していくと、駐輪場にとめられない自転車が駐輪場周辺以外の広範囲に広がっていくことも懸念されます。両駐輪場には防犯カメラも設置してあり、とめる側にとっては安全で安心してとめることのできる駐輪場ですが、それによって歩行者や車の障害になっては真の安全、真の安心にはならないのではないのでしょうか。

この条例は、長期駐車自転車等の処分のための適用には適していると考えますが、一般的に利用している人から言わせれば、「ルールやマナーは守りたいけれど、どうすればいいの？」と問われたとき、私はどう答えればいいのか返答に困ります。あなたならどう考えますか、どう答えますか。

ある職員からは、この件に関しては、今のところ、駐輪場を増設する計画も、新たに建設する計画もない。また、現状のままで仕方ない。これといった改善策も持たないような話も聞きましたが、私は今すぐ増設してほしいとか、建設してほしいとか言うのではなく、もっと現場を知り、住民目線に立ってこの問題の打開策について考え、

そして職員間でもしっかりと協議してもらいたいと思います。そして、提案権のある当局側から、議会、住民に対して納得のできる提案をされることを期待します。

答弁は、総務課長にお願いします。

続きまして、環境美化の促進に関する条例についての質問をいたします。

この条例は、平成13年3月12日に制定され、同年4月1日より施行されております。条例の目的は、村内における環境美化の保持及び快適な村民生活の向上に資するため、村民、事業者及びペット等の飼い主が一体となって空き缶などの散乱及びペット等のふん害を防止することにより、地域の環境美化を促進し、もって美しい村づくりを目指すことを目的とするとあります。

条例が制定され、施行されたころには、広報での啓蒙やポイ捨て防止につながるような立て看板などの設置により、一旦減少傾向に転じたような気がしておりましたが、その後、継続的な目立った啓蒙・啓発もなく、立て看板なども古くなり、汚れや傷みの目立つ物もところどころに見かけるようになってきています。

これが原因かどうか定かではありませんが、最近ではまた空き缶、ペットボトル、お菓子の包装紙、犬のふんなどが増加傾向にあるように見受けられます。当局では、この現状をどのように捉えておられるのでしょうか。

日々自己の健康増進のために、片手にゴミ袋を持ち、ウォーキングをしながらゴミを捨てられる方や、本村には3名の方がおられるようですが、当局から推薦され、富山県環境保健衛生連合会から委嘱された環境巡視員が村内の環境巡視、そして環境美化に取り組んでおられます。

その方に聞きますと、やはりここ最近ポイ捨てなどのごみが増えてきているようで、詳しく話を聞いてみますと、最近目立つごみで一番多いのが、たばこの吸い殻やお菓子類の袋や包装紙。次に多いのは、ペットボトルの空や空き缶だそうです。また、最近、犬のふんも歩道の植え込みの中で見かけるようになってきたとのことで、時には歩道の真ん中などにもふんがあったそうです。

また、ごみが多く落ちている場所は県道沿いが多く、特に県道の松田の5差路から交益橋の間のようなようですが、これらは車からの投げ捨てではないかとのことでした。県道などでの車からの投げ捨てなどは、村内に住む住民ではなく、村内を通過していく車から投げ捨てが多いと思われます。もちろん村内の道路の脇や側溝にも多くのごみが落ちているとのことです。きょう拾ったから、あした落ちていないということはないそうで、

イタチごっこの日々が続いているそうです。

今、オレンジパークの八つ橋のあるワンドは、きれいに手入れをされ、そこにはハナショウブの花が咲き、そこを訪れる人の目を楽しませています。しかし、その前を流れる京坪川にごみが沈んでいたら、せっかくのロケーションが台なしになると、たまたま私がそこを通りかかったときに、その方はオレンジパーク付近の河川の状況を見て、清掃しておられました。そのとき、上流から直前に河川へ投げ込まれたと思う空き缶、発泡スチロール、食べ残しの残飯などビニール袋ごと、分別されないまま、そのまま袋が破れ流されてきました。このようなことはたびたびあるようで、これが川に沈んだり、ひっかかっていたりしているとも言っておられました。

舟橋村が少しでも美しくなればと、自慢することなくこのような活動を黙々と行っておられる方に話を聞かせていただき、頭の下がる思いで一杯でした。そして、舟橋村が本当に好きなんだなと感じさせられました。当然捨てる側のモラルや常識、マナーが問われることではありますが、まずごみを捨てにくい環境を構築していくことも大事ではないかと思います。

例えの一例ですが、本村では、ほかの市町に比べ道路脇の雑草や歩道の草、河川の草刈りがまめに行われ管理されており、気持ちのいい環境にあると思います。そのようなきれいなところには、ごみは捨てにくいと感じます。

舟橋村の環境美化を促進していくためには、せっかく村から推薦された環境巡視員が活動されて現状を熟知しておられますが、担当者は推薦するまでが仕事で、「後は任せるわ」ではなく、時には情報交換をし、現状の把握に努め、その意見を参考にしながら行政と住民が一体となった環境美化に取り組んでいかなければならないと思いますが、これからの環境美化についての取り組みについて、生活環境課長にお聞きします。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（竹島貴行君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 私のほうから、前原議員さんの舟橋村自転車等駐車場条例に関するご質問についてお答えをいたします。

まず、条例制定の経緯でございますが、以前から駅北側の駐輪場では、数多くの自転車がとめられております。収容台数が少ないにもかかわらず、長期間放置されたままの自転車等があったり、さらには、とめにくい状態となっており歩道へのはみ出しが見ら

れるなど、歩行者の妨げになることもあったことは、ご指摘のとおりでございます。

本村といたしましては、駐輪台数の確保と駐輪場を有効利用していただくため、一昨年、駐在所や上市警察署の協力を得まして、長期間放置されている自転車の撤去を行ったところであります。この事案に係る法的根拠を求めるため、条例を制定したところでございます。

一方、利用者のモラルの向上を自指し、鍵かけや整理整頓を促す看板を設置するなど、駐輪場の美化及び有効利用対策に努めております。しかしながら、現在に至るまで改善されていないのが現状であります。

今後は、定期的に、長期間放置されている自転車の撤去等を行いまして駐輪台数を確保するとともに、比較的余裕があります駅南側駐輪場へ誘導するなど、駅前が整然とするよう方策について検討をしてみたいと考えております。

例えば、ほとんどの利用者が通勤・通学者であることを考えますと、朝の一定の時間、シルバー人材センターさん等へお願いをいたしまして、監視及び誘導していただくことで適切な利用を促すことが考えられます。

いずれにいたしましても、利用者のモラルにかかわるものでもありますから、駅前の美化と交通安全の観点から、駐在所、上市警察署をはじめ関係機関と十分協議を行いながら対策を検討してみたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（竹島貴行君） 生活環境課長 高畠宗明君。

生活環境課長（高畠宗明君） 次に、私のほうから、前原議員さんの舟橋村環境美化の促進に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

道路脇等におけるごみにつきましては、議員ご指摘のとおり、条例を制定した当初は村民の方々が自主的に清掃活動を実施するなど、皆さんで美しい村づくりを目指した美化活動等が取り組まれ、空き缶やペット、犬のふん等は減少傾向にありましたが、最近では、空き缶などのごみが道路に捨てられているのが多く見受けられるようになりました。

本村では、注意を促すため立て看板の設置や定期的に広報紙による啓発、さらには毎年8月の第一日曜日をクリーンデイにしまして村内一斉の環境美化行事の実施、環境監視員による村内の巡回など、村内の景観維持や村民の美化意識の向上に努めているとこ

ろであります。依然としてごみ類に対するマナーが守られず、大変残念なことであると思っております。

「舟橋村環境美化の促進に関する条例」には、村民等の責務についての定めがあり、村民等は地域の環境美化及び清掃保持に努めなければならないと規定されております。

この条例の趣旨からも、村民が今まで以上に郷土愛、いわゆる舟橋村に対する愛着を持ち、お互いの信頼と責任に基づき取り組んでいける環境をつくるのが行政の重要な役割と思っております。

今後は、さらなる広報活動の充実強化に努め、地域の美化意識の高揚を図ると同時に職員自身もその責任と役割を再認識しまして、住民と一緒に協働体制の確立を推進してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） 1 番 森 弘秋君。

1 番（森 弘秋君） 私のほうから、2 点お願いいたします。

その前に、村職員の給料削減について、先日も国の公務員給与削減要請に係る県と市町の対応について報道されていましたが、我が舟橋村はラスパイレス指数 98% であるところから実施しないこととし、削減する条例改正を本議会に提出しなかったことに対し、村長の英断にエールを送りたいと思います。県にしましても富山市にしましても各市町にしましても、苦渋の決断をしておるといふうに聞いております。

さて、本題に入りますが、関連事項で、これも新聞報道によるものですが、富山県が昨年の夏に発表した「ふるさとの空」について、知事は「すばらしい歌ができた」と関係者に感謝した。

総事業費 2,200 万円のうち、協賛金、交付金等を充て、「県民の税金を一銭も使うことなく歌ができた」と得意げな表情だったとか。が、「知事が歌うのを聞いたことがない」とリクエストする声もあったそうです。知事は「しっかり練習し、機会があれば一緒に歌いましょう」と言っておられたとありました。私も歌ったことがありません。

そこで、大変よい歌であるところから、県歌を歌う機会がないものかと考えていたところ、舟橋中学校の創校記念式が 5 月 27 日にありましたので、創校記念日当日に歌わせてもらいました。大変難しい歌で苦労されたそうです。が、県歌「ふるさとの空」を歌ったことが生徒の印象に残れば幸いです。

歌の一節を紹介しますと、4 題ありまして、最後の歌詞、「ああ また帰るよ いつか

ふるさとの空」と締めくくられております。

さて、舟橋村におきましても、本年度、日本一健康な村づくりプロジェクトの中で、ソーシャルキャピタルの向上と生活習慣の質の向上を2本の柱に、10年後の健康な村づくりとして村歌を作成するために100万円の予算をつけておられます。

時間というものは遅いようで早く過ぎます。また、歌の長短等ボリュームにもよりますが、作業スタッフは？ いつごろから作業にかかれるのか。あるいは、委託されるのか。そして、いつごろに仕上げられるのか。

せっかく作成した歌であり、歌われて初めて歌は生きる。歌の普及・周知をどのように考えておられるのか。

村民が、どこでどのように勉強し歌うのか。少なくとも、ある程度歌いこなせるためには、周知、方法にもよりますが、2カ月から3カ月がかかるのではないのかと思います。

私は、今、舟橋村老人クラブ連合会の世話をさせてもらっておりますが、平成26年度に当連合会が創立50周年を迎え、来年ですね、4月初めに記念式典が計画されております。そこで、ぜひともこの機会に歌いたいものと考えております。

誰かが言うてくるのを待っていてはだめです。仕掛けが必要とも考えます。

現在の進捗状況、また、どのような方法で制作、作詞・作曲ですね、されるのか。普及・周知の方法について、村の計画・思考をお聞かせ願います。

次に、駅南駐車場の利用時間についてであります。

私は、平成23年6月議会で、図書館の利用者に限り駅南駐車場の無料時間を2時間から4時間に延長できないかとの質問に対して、副村長は、駅南駐車場につきましては平成18年9月から有料化され、当時、各議員から意見を聞き、例えば図書館利用者への優遇措置を含め、パーク・アンド・ライド方式としての機能の確保、受益者負担のあり方等、料金決定に当たり種々検討の結果、全ての利用者に対し2時間無料が妥当であろうとし、これからも図書館を利用される皆さんへのさらなるサービスを改善するために、来館者の意見を聞き、時間延長も含めまして検討したいと答弁されております。

また、本年3月の議会で、駅南駐車場の利用状況並びに一般会計から維持管理費を投資しておられる観点から、利用率向上の方策について、明和議員から質問があったところ です。

答弁の中で、利用者台数の減少、料金収入の減少、地権者に対し賃借料の引き下げ、



借地の一部を購入したい旨努力したい等、答弁されております。そして、地代のことは平成28年3月31日に期限が切れるところで議論することにしまして、今後のあり方を検討してまいりたいとも答えておられます。地代のことは、そのときに議論しましょう。

ところで、立山町の駅駐車場の3駐車場とも全て4時間無料であり、その考え方は、いろいろの用事を済ませるのに4時間は必要であろうと。で、4時間無料と決めたそうです。延長時間にしましても、4時間を超えるごとに100円であります。

舟橋村も立山町も恐らく、こう言うのは失礼ですが、科学的根拠がなく、アバウトに決めた時間ではあると思います。

さらに、今、地鉄寺田駅前でも10台程度の駐車場を整備し、この7月初めから供用が始まるそうです。

やはり、これからは、住民がいかに利用しやすいか、金銭面も含め、考えることであると思います。

その時々はそれでよかったのですが、時間がたちますと、価値観が変わってまいります。

そこで、駐車場の利用について、角度を変えて、いかに村を活性化させるか。そこに、無料の駐車場がある。そこに行けば、何かがある。集客施設ですね。天外な発想から発展させねばならないと考えます。

村民の皆さんが、例えば舟橋駅に車をとめ、富山市に買い物、あるいは展覧会等を見てくる。

いかにしてサービスを提供するか。駐車場の無料ばかりではありません。

数年前から「あしたの森」公園に隣接してパークゴルフ場を整備すればどうかとの要望も聞いております。

舟橋村は、舟橋駅を拠点として公の各施設が整備されております。しかし、民営の施設も必要と考えます。企業誘致も必要と考えます。例えば4時間無料であれば、パークゴルフもできるではありませんか。

車社会は続きます。いろんな波及効果が考えられます。新幹線が開業すれば、東京往復、単純に約4時間です。4時間無料とほぼ同じ時間です。もっと先駆的に発想してはいかがでしょうか。

日本一小さな村ですから、大きな夢を持ちましょう。あっと驚く哲学の世界ですよ。

周りを見ることも大事です。しかし、周りばかりを見ていると、前に進みません。そのことから、私は、駐車場の2時間ばかりを問題視しておりません。しかし、2時間では何もできない。

村民、県民の視点をどうして向けさせるかであります。

活性化のための入り口で何を提供するか。グローバルな時代です。井の中のカワズではなく、小さな舟橋村でしかできないことを実行し、全国にアピールする。

新幹線がそこまで来ます。先ほども申しましたが、企業誘致の方法もあります。地盤沈下するか、富山市のベッドタウンとして発展するか否か、私にもわかりません。

しかし、小さな村だからできることから始めましょう。まず、村の活性化のために、村民に何を提供すればよいか等々、村長のこれからの考え方をお答え願います。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 1番森弘秋議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、村歌策定についてであります。

本定例会の提案理由説明の中でもお話しさせていただきましたが、本年度から、「日本一健康なコミュニティ」を目標とする健康構想がスタートいたしました。

ご存じのとおり、地域のコミュニティ問題は、国民の生活様式の多様化、いわゆる核家族化をはじめとする生活体系のグローバル化に伴い生じた我が国全体の大きな課題であります。急激な人口増に伴い新旧住民数が拮抗する本村では、他の自治体にも増して重要な意味を持つキーワードであると思っております。

このような状況の中で、ふるさと舟橋村に対する愛着や誇りを育み、住民相互の信頼度向上を目指し、地域コミュニティの連携強化を図ることを目的に村歌を策定するものであります。

具体的に申し上げますと、平成19年11月1日に制定いたしました村民憲章を歌詞のベースといたしまして、多くの住民が共有できる歌にしたいと考えております。ご案内のとおり、村民憲章の中には舟橋村の歴史の文言も入っておりますし、今、第4次総合計画にうたっております「命かがやく 笑顔あふれる しあわせいっぱい」の舟橋村というふうなことを、もう入っておるわけでありますので、そういったすばらしい歌詞とありますが、村民憲章の文言であるというふうに理解しておるわけでありますので、そういった歌詞をベースにしたものにできれば、そのような歌の文言にしたいと、こういうふうに考えておるわけであります。

そしてまた、それを普及といいますか、皆さん方に浸透していただくために、子どもからお年寄りまで、そういった歌を歌いながら踊れるといいますか、リズムを持つということで、振り付けをあわせて検討してまいるといことにしております。

策定の手順につきましては、まず初めに村歌の策定委員会の組織を設置いたします。そして、委員会の構成につきましては、保育所代表、あるいはまた小学校育成会、あるいはまたその他一般公募委員と、今、富山県で非常に活躍しておいでになりますシンガーソングライターの高原兄さんで構成してまいりたいというふうにしております。7月から着手いたしまして、10月末には完成を予定しているところであります。

次に、進捗状況について申し上げます。

現時点では、チーフを務めていただきます高原さんとは事前に打ち合わせを2回行いまして、委員、いわゆる構成メンバーが決まれば、すぐに着手できるとコメントをいただいております。また、委員の一般公募の締め切りが本日の14日となっておりますので、来週には委員を選定いたしまして、予定どおり来月から策定に入りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、周知方法についてであります。

本村の大きなイベントでありますふなはしまつりや、あるいはまた11月に開催しております文化祭をはじめ、保育所、小中学校の諸行事でこういった歌の披露・発表をさせていただきますして、あるいはまた各種団体へのPR、さらには本村のホームページにも掲載して、そのように普及に努めてまいりたいと、こういうふうに思っておりますし、一方では、村歌策定委員会においても有効な普及手順の検討をお願いしてまいりたいとも考えておるわけでありす。

いずれにいたしましても、村歌が村民に愛され、誰もが口ずさめるような唱歌にしたいと思っておりますので、森議員のご指摘を、そのことを大切にしながら今後進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、駅南駐車場についていろいろと森議員さんがおっしゃったわけでありす。それについてお答えしたいと思ひます。

まず冒頭に、私は舟橋村の駐車場、駅南の駐車場はどうして発生したかということをも第1点にお話ししたいと思ひます。

これは平成5年からそういった無料の駐車場として始まったわけでありす。当初は50台だったと思ひます。そして、年々その利用者の動向を見まして、現在200台余

りが収容できるようなものになったわけで、これもやはり舟橋村の魅力を知っていたかく、よさを知っていただくということ、そしてまた、当時は地鉄のダイヤ改正等によりまして急行がとまらないとか、通勤・通学に不便だと。それを何とかして解消していかなくちゃならんということでの一つのものがあったということでもあります。そして、民有地を借り上げて無料で踏み切ったわけです。ということは、全て村持ちであったと。そういうことであったわけでありませう。

しかしながら、ご案内のとおり、小泉内閣も平成15年からスタートいたしました。その中で三位一体改革ということで、地方交付税の大幅な削減がございました。その中で舟橋村がこういった無料の駐車場をしておいていいのかと。そしてまた、その利用者たるは、村民でなくて、村外の人、村民以外の方が利用してある。今、森議員も知っておいでになると思うんですが、村外です、ほとんど。そういうような状況の中で、果たしてこれがいいのかと。いろんな、私は、そういった中、当選、町長に就任して以来、各地域を回りまして、皆さんと意見交換をして、タウンミーティングをさせていただきました。その中でも発言はそうでありました。そしてまた、極端な話があったわけですが、我々だけ、その自治会だけのものを無料でせいと、こういった意見もございました。

しかしながら、そういった中、平成18年に有料化に踏み切った。ということは、それなりの覚悟と申しますか、英断を下したと、私はそのように理解していただきたいわけです。そして、議会の皆さんと十分協議し、そしてまた、これも年度の途中からスタートしたわけですが、1カ月の試行期間。そして、1日1回100円ということをやったわけです、試行期間をですね。そして、料金を設定。そしてまた、立山町とも比較されましたけれどもと違って、定期券ですよ、私のところは。定期を出してあるんですね。そのように、定期割引をしています。

そのような違いというものを双方並べていかないと、並行していかないと、一方の話では済まされないものがある。そしてまた、その賃借料にいたしましても、500万を超える、大きな負債になる。そういったこともありまして有料化したということ、まず第1点にお含みいただきたいと思うわけでありませう。

それで、元へ戻りますけれども、去る3月の定例会で明和議員さんの質問に対して答弁したものとちょっと重複いたしますけれども、今、昨年度の利用状況について申し上げたいと思っています。

昨年度の駐車台数、ちょっと見込み数と申しあげましたので、今現在、実績の数値がでておりますので申しあげます。

駐車台数は、前年度比311台減となりまして3万3,316台、そしてまた料金収入は、前年度比9万8,111円減の645万9,646円となっております。

そしてまた、昨年度の駐車場にかかった経費を申しあげますと、管理委託に対して300万円、除雪費では、機械リース料といたしまして129万円、除雪委託に42万9,976円を支出いたしました。収入から支出を差し引いた余剰金となりますけれども、170万円余を地権者に支払う賃借料に充当しているのが現状であります。

そういうことで、これからどうするのかということはいろいろありますけれども、私は、今ここでご提案あったような、検討するということは申しあげられないのは、冒頭に申しあげたことが脳裏にあるわけでありますので、皆さん方も十分そのように理解していただきたいと思っております。

そしてなお、ごらんのとおり、図書館を利用される方については、完全に無料、いわゆる2時間以内は無料なんですね、駐車場が確保してあります。そういうこともあわせて、それなりの対応をしてきているということも現状認識をしていただきたい。こういうふうなこともお願いするわけであります。

しかしながら、やはり利用者を増やしていかななくてはならんと。これは、ご案内のとおり、スペースが空いておるわけでありますので、現在は七、八十台だと私は思っております。そういった中で、まだ十分に余裕があるわけでありますので、やはりそういった賃借料を払っておるわけでありますので、そういった視点から、利用者の増加を図るということは、私は、当然でありますし、そういった知恵を絞っていかなくちゃならんということを考えておりますので、今後とも議員さんと十分議論といえますか、意見交換させていただきながら、舟橋らしさのある駐車場システムを構築してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解のほどを申しあげまして、私の答弁にさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） 今ほど、村長から答弁、ありがとうございます。

1つ目の村歌の私の一番知りたかったところは、今聞きましたら10月末ですか、10月末ごろにはできるだろうと。で、今年度につくるわけですから、少なくとも来年度、平成26年度かな、そこからは100%とは言いませんけれども、村民の少なくとも4

割か5割、四、五十%は歌えるようになるだろう、あるいは歌えなくてはならないかなというふうに思っておるんですよ。

ですから、10月末にできて、その後、周知のほうを、各種団体等々、学校なり、小学校等話もありましたけれども、そこらあたりで10月末できました後、恐らく、詩歌の募集、何かチラシが入っていましたよね。入っていましたけれども、詩歌をつくる、そして作曲する、あるいは編曲するという段階を踏まえて、それが10月末にできるのかなと懸念するんですが。

いずれにしても、10月末にできたということで、それを、最初にできたところをやはり4月1日ぐらいからは、今言いましたように四、五十%ぐらいの村民の方が、「おお村歌。こんな歌、あるんかいな。なら、歌ってみようじゃないか」、あるいは歌えるというような段階まで持って行ってほしいなというようなことで、周知の方法、若干答弁がありましたけれども、その周知をもう少しこれから具体的にやってほしいなどでは、できたから、どこでどこで、どんなふうにしてやっていきましょと。そうしないと、私が言いましたように、仕掛けが必要ですよと言ったのは、そこなんです。そういうことで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、駐車場につきましては、私もいろんないきさつを知っておるわけではございませんが、いずれにしても、単に、言いましたように、駐車場を2時間無料とか4時間無料とか、そういうことも大事なんですが、先ほど明和議員も言っておられましたけれども、日本一小さな村、健康な村かな、図書館が日本一だというふうなことで、やっぱりいかにして舟橋村を、全国と言ったら大げさかもしれませんが、アピールするか。そういったことをこれからも、私たち、入り口とすれば、駐車場というふうに言ったんですが、広い意味で舟橋村をやっぱりアピールするということをお願いして再質問にかえさせてもらいます。

村長から答えがあれば幸いかと思いますが、特になくとも結構です。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 森議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず、村歌の周知といいますか、どのように普及していくのかということでございます。

私が昭和48年に、舟橋音頭を皆さん知っておいでになると思うんですが、これも、小中学校、その当時は併設校でございまして、木造の校舎からRC、鉄筋コンクリート

の建物にしたわけでありますが、そのときの披露といいますか、そういった趣向のときに合わせまして舟橋音頭というものを募集し、そしてまたそれを披露したわけでありませう。その間には、やはり当時は婦人会もございましたし青年団もあったわけでありませうが、その後、そういった団体がなくなりました。

今、そういった団体活動といいますか、いろんなことをやっていただけるというのはちょっと見当たらないわけでありませうので、先ほど言ったように、保育所とか小中学校というものが、非常に私はそういった普及のお手伝いといいますか、していただけるのは一番でなかろうかと、こういうふうにしておるわけでありませう。

そしてまた、森議員さんがさきの質問の中で言われましたけれども、来年の4月には老人クラブが50周年記念を迎えるということもございますし、そんなときにもそういったお年寄りの方が歌を歌いながらリズムを持ったそういう踊りもできるようなというようなことは、当然しかるべきことだと私は思っています。それに報いるといいますか、そういうことに対応した進め方を十分検討してまいりますのでご理解いただきたいと、こういうふうにしております。

それからまた、駐車場の件で、舟橋が日本一のということでありましたので、私はそういうことを十分検討していかなくちゃならんと先ほど言ったわけでありませうので、舟橋らしさのそういったシステムといいますか、駐車場のあり方等を十分、そのような3つの視点から、要するに「日本一」という一つの冠にふさわしい駐車場というものを整備していくといいますか、整えていくということも大変重要なことだと思っておりますので、十分そういうことを検討してまいるといふこともお約束することを申し上げます。私からの再質問に対する答弁にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（竹島貴行君） これより、暫時休憩いたします。10時20分より再開いたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時20分 再開

議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 山崎知信君。

5番（山崎知信君） おはようございます。

私は3点ほど質問事項を書いてみましたので、よろしく申し上げます。

第1点は、コミュニティ広場、施設の要望でございます。

村民が幸せに暮らせる理想の村の実現に向け、住んでいてよかったと思える村を目指し、「ふなはしむら健康構想」を策定し、村総ぐるみで展開したいと村長は北日本新聞のインタビューに答えておられました。

さて、日本一健康な村を目指すために一番大切なものは信頼・安心です。ソーシャルキャピタルにおける隣近所のみでなく、その地域に住む多くの人同士の信頼ときずなが必要となり、そのためには、例えば、みんなで集い合うバーベキューコーナー施設やパークゴルフなどができる公園、心身等を鍛える武道館が必要と思われれます。

本村には、舟橋会館にあったトレーニングルームの廃止、またオレンジパークなどがありますが、利用度が非常に少ないと思われれます。

私は、立山町グリーンパーク吉峰のコミュニティ広場で行われた、ある政治家の県政報告会に参加してまいりました。まさに、そこは緑が多く、その施設にはバーベキューコーナーがあり、約600人の地域の方々が楽しく歓談していらっしゃる、いわゆるソーシャルキャピタルです。その隣にはパークゴルフ場があり、たくさんの方がプレーしておられました。

また、この町には、今年度、武道館が5億8,000万で建てかえする予定となっております。本村も人口が3,000人を超え、10年後の健康な村を目指すならば、コミュニティ広場、施設等が必要ではないでしょうか。

村長に誠意ある回答を求めます。

次に、防犯灯や街路灯をLED化にです。

稲荷古海老江線、いわゆる湯めぐちから舟橋駅へ向かう道路です。そこに昨年度、地域からの要望で太陽光パネル型防犯灯が設置されました。日ごろそこを散歩している方が「この村は、環境によいエコに取り組んでいるところですね」と聞かれ、私は思わず、「はい、そうです」と答えました。まさか「この路線に電柱がないから」とは言えませんでした。

そこで、電気料の負担軽減、省エネ化になると思われる防犯灯や街路灯のLED化、



導入計画に対し、調査費を計上してみてもはどうでしょうか。

これは総務課長に伺います。

最後に、私は、6年前に議員になったときも、いつもこの質問をぶつけておるわけなんですけれども、それは南の玄関と商業施設の問題についてでございます。

今年度に入り、立山町利田地区に大型ショッピングモールが建設中です。聞くところによると、9月末ごろにオープンとのこと。そうすると、本村の商業施設に対し、最初はショッピングモールだったんですけれども、何か対策が生じてきていると思います。また、本村は南の玄関口に箱物等を計画しているとのことでございます。

そこで、プロジェクトチームのリーダーである副村長に伺いますが、まさか商業施設の動向を見て南の玄関を考えるとの答弁ではないでしょうか。その玄関、東芦原100番地は、もうセブン-イレブンの駐車場なんです。私は、前々からそこを村で購入し、玄関口としてはどうですかと言ってきましたが、あなたは全く耳を傾けようとはしませんでしたね。

そこで、副村長に、今後どうするのか。また、商業施設の動向を見てとの答弁は聞きあきました。前進した回答を期待します。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 私のほうから、山崎議員さんの防犯灯や街路灯のLED化についての質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、省エネ対策としてLED化が促進されております。環境省の公募事業として「小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業」がことしの2月に募集されておりました。その公募事業は、人口15万人未満の自治体において、LED照明導入のための導入計画の策定と導入に係る費用の一部が対象となるものであります。本村においても応募を検討している際に、南砺市より、県内の自治体と一緒に応募してはどうかというお誘いがございました。それで、勉強会に参加をし、試算を行っております。

あくまで概算ということでご了解をいただきたいと思います。村内にある防犯灯や街路灯は350基ほどありまして、現在の電気料は年間170万円ほどであります。これを全てLED化で試算いたしますと、電気料は約75万円に軽減され、現在の半分以下になります。理由といたしましては、ナトリウム灯や水銀灯のワット数の高いものにつ

いては約3分の1程度になるというふうに聞いております。

電気料だけ見ますと事業参加のメリットが大きくあると感じられますが、この事業は外灯の交換について10年間のリース契約を行うこととなっております。現在、村の外灯の修繕費は年間約40万円程度、交換を含めましてですけれども、電気料と合わせて約210万円の支出となっております。これがリースとなりますと、改修費と維持管理で約210万円の支出となり、これに軽減された電気料を足しますと285万円となり、現在よりも負担が増えるという試算結果が出ております。また、この方式はリースであるため、従前のように村内業者への修繕を依頼することができなかつたり、新規取り付けは対象外であったりすることなどから、村の現在の方針には沿わないものと判断をし、参加を見送ったところであります。

なお、参考までに、現在この事業については、県内で、立山町さんを初めとしまして7市町が参加をされておると聞いております。

当該事業への参加は見送ったところではありますが、本村においては、路線単位でのLED化や新規取り付けについては原則LEDにするということ、修繕についても老朽化が著しいものについては、LEDのものに交換する等の対策を以前から講じてまいっております。

実績について申し上げますけれども、平成22年には、路線として村道舟橋稻荷線、東芦原舟橋駅線、舟橋西部線の街路灯をLED化しております。また、取りかえや新規についての昨年の実績は13カ所となっております、これも全てLEDとしております。

今後は、今のところ路線としての計画は未定ではございますけれども、これまでどおりLED化を推進しまいりたいというふうに考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 山崎議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の件につきましては、議員、お話にございましたとおり、これまでもその時々までの動きとその対応策をお伝えしてまいりました。経済性を含めました開発プランの方向性が決まらないために時間がかかっているということをご承知かと思っております。

議員、今ほどお話がありましたとおり、現在、立山町利田地区でショッピングセンターが建設されている中で、先般、開発グループの最高責任者が再度村長を訪ねられまし

て、私の周りでは、商業施設はもう無理ではないか、新たな切り口も必要でないのかと言う人もおるのだが、この立地環境を生かして、これまでどおりの商業施設を進めたい。利田の施設との近接性がプラスに働き、逆に集客力が高まりシナジー効果を上げることができる。これまで以上の計画としたいというふうに、商業開発計画の続行を村長に示されております。

また、新たな動きといたしましては、造形美術関係者の立地も検討されてきております。

村といたしましては、芸術文化の創造拠点として作品展示や教室の開設等、地域間交流に資する活動も期待できます。また、新たなコミュニティの誕生と期待もできますので、地理的条件も含め、情報発信機能を持った施設としての魅力が生まれるものと考えてもおります。

村は、今年度の重点事項の「ふなはしむら健康構想」に基づいた事業の取り組みをスタートさせております。日常生活を取り巻く社会環境の全てが健康と密接に関係している中で、生涯を通じて舟橋村に住んでよかったという村づくりを目指すためにも、ふなはしむら健康構想の理念を踏まえた、継承すべき自然環境や豊かで美しい農村景観、産業振興と潤いの生活環境に必要な施設整備をするためにも、キーワードを「環境」とした将来のあるべき村の姿をうたう環境整備計画を整える必要があるというふうにも思っております。

また、20代が極端に少なく、30代、40代が多い村の人口構成を考えますと、将来急激な高齢化社会となるおそれがある中、活力ある地域社会を持続させるためにも、新たな視点での人口増対応策もこの整備計画のベースに盛り込むことも必要と思っております。

商業地域における新たな動きもありますが、まだ構想段階でございます。具体的な計画をまとめるためにも、健康構想を踏まえた支援ができないか。官と民がそれぞれシナジー効果を生み出せないか。地域社会の環境づくりは健康構想と直結する部分も多うございますので、議員各位、関係者各位、地元の皆様等のご意見もいただきながらこの問題について取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 5番山崎知信議員さんのご質問にお答えいたします。

地域コミュニティ広場、施設についてであります。

地域コミュニティの件につきましては、先ほど森議員さんの質問もございましたので申し上げたところでありますが、ちょっと重複するかもしれませんが、もう一度申し上げたいと思います。

人口増に伴い新旧住民数が拮抗する舟橋村におきましては、他の自治体に増して重要なキーワードであり、健康構想でも「健康なコミュニティ創り」を目標に掲げておりますので、議員ご指摘のとおり、住民交流は大切であり、そのための場となります広場なり施設づくりは極めて重要なことだということは認識しております。

ご承知のとおり、本村は日本一面積の小さな、コンパクトな村であります。県都富山市へは非常に交通利便性が高いということもございまして、富山市のベッドタウン化が進みまして、昼間人口が少ないのが特徴でもあります。

しかし、今後、高齢者の割合が年々高くなることが予測されておりますし、これに比例いたしまして、着実に昼間人口が増加してまいるということは予測されるわけであり、このような要因からも、中長期を見据えた、地域の中に住民が集える施設、居場所づくり等を整備することは、大変重要なことだということは考えております。

一方、村が目指しております健康コミュニティの醸成の件につきましては、施設がなければできないということでもないとは思っております。例えば自治会活動やボランティア活動などの地域活動や趣味によるサークル活動などもコミュニティ醸成の大きな因子であると思っております。

この視点から、地域コミュニティとは、与えられた環境（施設）の中で生まれるものだけではなく、集う環境そのものをつくり上げるものでもあると思っておりますし、さらには住民のニーズに応じた行政による施設整備と住民による地域内交流が車の両輪のごとく回転して初めて地域コミュニティが醸成されるものだと考えております。

そして、この形態こそ第4次総合計画に掲げております「協働」であり、健康構想に掲げております「ソーシャルキャピタル」であるということもご理解いただきたいと思います。

先ほど山崎議員さんがおっしゃったように、やはり他町の、隣町の吉峰の話もされましてけれども、そういった広場は、あるいはまた施設というのは当然必要になってくるわけありますので、今後、健康構想の具体化といいますか、具現化の中で十分検討するということと、私自身、中新川広域行政事務組合の空き地を利用できないんですけれど

も、そういった施設づくりに、今、検討してもらうように話をしておりますので、そういった中で舟橋村の新たな交流拠点をつくり上げてまいりたいと、そういうふうにも考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたしまして、私の答弁にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（竹島貴行君） 5番 山崎知信君。

5番（山崎知信君） 私の村のことを言いますとなんですけども、私の村は3世代交流会をやっております。年に1度、湯めぐこちのバーベキューコーナーでバーベキューを開いて、1家族、会費千円、ひとり暮らしの老人はただということで、ほとんど参加して、もううちにいるのはネズミかネコかというぐらいにみんな参加していただいて、それぐらいに盛り上がっている村でございます。この村も、先ほど村長さんがちらっと言いましたけれども、公共下水のそばにパークゴルフ場を計画しているということなんで、なるべく早く実現すればよいなと私は思いますので、よろしく願います。

それと、南玄関の話ですけれども、何か遠いような計画なんで、これは6年前からまだ遠いがですけども、この後まだまだそういう遠いような計画なんではないかな。その点、再度お伺いいたします。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 山崎議員の再質問でございます。

南の玄関の件で、まだまだ時間がかかるのかということでございますが、今ほど答弁させていただきましたとおり、青写真を早急につくるということの中で対応してまいりたいというふうに思っておりますので、これからも議員各位の情報等、やりとりさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

ご理解をいただきますようお願いいたします。

議長（竹島貴行君） 2番 塩原 勝君。

2番（塩原 勝君） 美しい村づくりについて考えの一端を述べ、今後の行政の取り組みについて質問いたします。

先に前原議員さんが環境美化について触れておられましたので、一部重なることがありますが、よろしく願います。

人は、衣、食、住がそれなりに満ち足りたとしても、それでも満足するということ

はありません。衣のほうでは、よりよい材質や豪華な物を求め、格好よく着飾ることを望みます。食が満ち足りると、よりおいしい物を食べたい、各地へ出向いてご当地グルメを楽しみたいという考えになります。住が満ち足りると、すてきでより広い家を求め、花壇をつくり、そして庭づくりもまた考えていきます。

今、舟橋村では、村民が3,500人になっても対応できるよう、インフラ整備も進みました。また、危険箇所の点検やハザードマップの作成も進み、より安心・安全な村を目指して整備が進んでいます。

教育環境については、校舎の全てが耐震構造となり、また児童数が各学年とも50～60人になっても対応できるよう増改築も終了しております。

そして今、舟橋村では、日本一健康な村を目指し動き始めました。行政の適切な指導のもと、村民の理解と協力を得て、その成果が大いに上がることを望みます。

さて、この後考えていかなければならないのは、より健康で文化的な環境づくりと美観あふれるすばらしい環境づくりだと考えます。すばらしい環境とは、公共施設や学校、図書館、公園、芸術・文化、スポーツ施設などがバランスよく整い、景観を醸し出す自然環境も整備されて美しく、またごみや廃棄物の放置もなく、雑草、雑木などが生い茂った荒地などが少ないことも含まれると思っております。

全国的な傾向なんですけれども、今村内を見ても、荒れた空き家も増え、またその庭も荒れています。村では空き家対策等で徐々に効果を上げてきてはいますが、荒れているところを整備するためには所有者とのかかわりがあります。行政の仲介や指導が必要と考えます。

売り地で何年も放置されて荒れているところもあります。これもまた、個人や業者が関係しているので、仲介が必要だと考えます。

耕作放棄地も徐々に増えてきています。耕作放棄された田畑を利用して特産品を栽培して成果を上げようとしているところも幾つか見えています。

廃棄物の集積で見苦しいところも見受けられます。

舟橋村では平成13年に環境美化の促進に関する条例もできております。隣の立山町では、ごみなどをため込んで景観を損なうごみ屋敷問題について、町環境美化の推進に関する条例の一部改正案を可決されて、行政代執行も視野に入れています。

道路脇でも雑草が生い茂り、また崩れかかって整備が必要と思われるところも多々あります。国、県、村、自治会、土地改良区でそれぞれ対応されているわけですが、その

はざまで手ぬかりが出ているところもあるわけであります。

今、県内のほかの自治体では、独自の美化活動に取り組んでいるところが多くなってきています。確かに舟橋村のシルバー人材センターの取り組みも大いに評価していますし、また村のクリーンデイも評価しています。舟環協の取り組みも評価しなければなりません。

そこで、今回は、美しい村づくりを目指して、今後、村内の美観を損なう場所の解消に、村ではどう取り組み、また村民にどのような協力を求めているか、村長にお聞きします。

よろしく申し上げます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 2番塩原勝議員さんのご質問にお答えいたします。

美しい村づくりについてであります。

冒頭に議員さんのほうから、衣、食、住が満ち足りてもということ、人間的な道徳心と申しますか、そういったものを含めたお話でございまして、まことに同感されるわけであります。

いずれにいたしましても、人と人とのつながり、かかわりですね。そしてまた、そこに住んでおられる住民の皆さん、人たちがそのような共通の理念を持っていかなければ、お互いにそのような、いくら、行政だけでできるものではないというふうに思っておるわけであります。そういう視点から、私のほうでちょっと答弁を申し上げたいと思っております。

まちづくりとは、住民にとって住みやすい環境に整備することであり、住みやすい環境とは、住民が生活していくために必要な施設や地域における安全・安心に暮らせる体制、さらには自然環境、景観等の環境が整備されることであると思っております。

そこで、現在まで村が取り組んでまいりましたことにつきまして、ご報告なり、また取り組み状況を申し上げたいと思っております。

本村の住みやすい環境整備につきまして、これはちょっと古い話になるかと思えますけれども、舟橋村も一時人口が非常に停滞しておりまして、1,400人台であったということで、小学校へ入学する児童数も一桁になるということもございまして、そういったことで舟橋村の魅力というもの何かということもございまして、その人口増施策の一環といたしまして取り組んだことをちょっとご報告申し上げたいと思えます。

昭和63年に「舟橋村魅力あるまちづくり基本計画」を策定いたしました。これは、舟橋駅を中心とした街区でございまして、5.3ヘクタールだったと思うんですが、そのことは、何と申しますか、舟橋村の顔である駅及びその周辺を整備するという事で、舟橋の美観をひとつ整えるということの計画であったわけでありまして。

当該事業の実施に当たりましては、駅舎、図書館の施設整備に加えまして、駅舎へのアクセス道路の新設及び改良、同時に竹内神明社や無量寺などの保全環境、あるいはまた放置自転車の対応、また荒れ地などの阻害環境の対応など、駅周辺の環境保全や環境美化に配慮して取り組んできたわけでありまして。

そしてまた、人口増に対応する地域コミュニティ促進事業につきましては、村の中心部にあります、新旧住民の交流として、平成6年に舟橋会館の新設をいたしました。そしてまた、立山連峰が一望できる京坪川河川公園をつくったり、あるいはまたテニスコートを整備するなど、常に必要施設と地域環境に配慮した事業を展開してまいりました。

しかし、一方、我が国では、少子高齢化や住民ニーズの多様化などによりまして、社会構造が大きく変化してまいりまして、議員が先ほど指摘されましたように、空き家とか空き地、あるいは農地の荒廃、ごみ処理等から大きな社会問題を生み出しておりますし、これも本村にとっても、今後とも大きな重要課題であるということも認識しております。

空き家対策についてちょっと申し上げますが、情報バンクの設置、これは平成24年度でやりましたし、相談窓口の開設、あるいはまたセカンドライフ交付金制度の運用。それからまた、空き地対策では、所有者に対し管理の徹底を依頼する書面での通知、あるいはまた電話等の対応もしておりますけれども、そういったこと。あるいはまた、農地につきましては、農業委員会で農地パトロールをしていただきまして、現況把握とその対応を検討したと。それからまた、景観維持や美化活動では、広報や立て看板によって啓発活動、あるいはまたクリーンデイを設けまして、そうした関心、皆さんで取り組んでいただくというようなことをやってまいりました。あるいはまた、道路等の補修につきましても、自治会と連携いたしまして、補修の箇所を確認するなり、あるいはまた計画的に道路補修を行ってきておるわけでありまして、これだけでは十分な対応でないと思っております。

こういったことを今後とも、そうした継続した取り組みが重要でありますので、今、いわゆる事務事業のマネジメントサイクルになっておりますPDCAに基づきまして、



その成果というものを意識しながら事業展開をしてまいりたいと思っております。

先ほど、冒頭でも申し上げましたけれども、私は、いずれにしても、村民の方の協力なくしては、こういったこと、大切なことは、かなめはできないわけでありますので、絶えずそういった村民の意識を把握しながらやっていくことが大事だと思っております。

そういうことで、今後とも、舟橋村の今大きく取り上げております協働、行政と住民とが役割分担しながら協働型の村づくり、いわゆる、お互いにスクラムを組んでいくんだという、そういった形づくりと同時に、意思の疎通を図るといような、信頼関係ですね、いわゆる。これも大切にしていって一つの新しい健康づくり構想を含めた村づくりをなおかつ進めてまいりたいと、こういうふうに思っておるわけでありますので、議員の皆さんから率直な意見を賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁にさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） 以上をもって一般質問を終結します。

---

議案第32号から議案第37号まで

議長（竹島貴行君） 日程第2 議案第32号から議案第37号まで6件を一括議題といたします。

（質 疑）

議長（竹島貴行君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島貴行君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（竹島貴行君） これより、議案第32号 舟橋村企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例制定の件を採決します。

議案第32号を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決・承認されました。

これより、議案第33号 専決処分の承認を求める件を採決します。

議案第33号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決・承認されました。

これより、議案第34号 平成25年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）、議案第35号 平成25年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第36号 平成25年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括して採決します。

議案第34号から議案第36号までの3件について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

よって、議案第34号から議案第36号までの3件は原案のとおり可決・承認されました。

これより、議案第37号 村道の路線認定の件を採決します。

議案第37号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（竹島貴行君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決・承認されました。

議長（竹島貴行君） ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 58 分 休憩

〔竹島貴行君が退場〕

午前 10 時 59 分 再開

副議長（川崎和夫君） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議 長 辞 職 の 件

副議長（川崎和夫君） 議長の竹島貴行君から、議長の辞職願が提出されております。

日程第 3 議長辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を事務局長より朗読させます。

事務局長（田中 勝）

辞 職 願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

舟橋村議会議長 竹島貴行

以上であります。

副議長（川崎和夫君） お諮りします。

竹島貴行君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、竹島貴行君の議長の辞職を許可することに決定しました。

竹島議員、入場願います。

〔竹島貴行君が入場〕

副議長（川崎和夫君） 竹島貴行君より退任の挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

竹島貴行君。

（竹島貴行君） 舟橋村議会議長退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

2 年前、皆様にご推挙いただき議長に就任いたしました。本日、私約により退任い

たしました。

これまでの2年間、村民の皆様から負託を受けた議員が、議会の役割、責任を実感しながら、議会の立場で村民のための舟橋村づくりを念頭に議会活動を展開できればと願ってきました。議会の発展に結びついたかどうかは、いずれ村民の皆様には評価いただくと考えますが、議員研修の機会を増やすことによる議員の資質、品格を向上させるための取り組みや、議会の「見える化」の一環として「議会だより」の発刊にこぎ着け、議会が村民の皆様への身近な存在となり、議会に少しでも関心を持っていただけるよう、村民の皆様へ情報発信を行っていくことにいたしました。

今後は、在民主権、住民自治の原点に立ち、議会の活性化とともに、村長が提唱している健康福祉構想の理念、村民がこの村に住んでよかったという思いの具現化に向け、議員の立場で取り組んでいく所存であります。

終わりになりますが、村長をはじめ当局の皆様へ、住民の皆様から信頼されるサービスに取り組まれること、また健康福祉構想の推進に向けて村政の展開が図られますようお願いを送りたいと思います。

また、議員諸君もそれぞれが議会の立場でしっかりと村づくりへの責任を果たされていくことを祈念し、退任のご挨拶とさせていただきます。

平成25年6月14日、舟橋村議会議員、竹島貴行。

どうもありがとうございました。

(拍手)

---

### 議 長 の 選 挙 の 件

副議長（川崎和夫君） ただいま、議長が欠員となりました。

日程第4 議長の選挙の件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に

前 原 英 石 君

を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました前原英石君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました前原英石君が議長に当選されました。

議長に当選されました前原英石君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

議長に当選されました前原英石君より就任の挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

前原英石君。

（前原英石君） ただいま議員各位のご推挙により議長に就任をいたしました。身に余る光栄に存じますとともに、議長として果たすべき責任の重さと使命の大きさに決意を新たにするとともに、身の引き締まる思いであります。

私たち村議会は、従来慣例にとらわれることなく、より一層創意工夫と努力を重ねるとともに、執行機関との真摯な議論により、有効な施策を推進し、本村の発展と村民福祉の向上を目指すとともに、安心・安全の村づくりに全力を尽くしていきたいと思えます。

また、竹島前議長が推し進めてこられました議会改革にも継続して取り組み、村議会の一層の活性化を図りますとともに、皆様に信頼される村議会を目指して全力を傾注してまいりたいと思えますので、議員各位におかれましては、今後より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりになりますが、村民の皆様の今後ますますのご支援、ご協力をお願いして、就任のご挨拶にかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。

副議長（川崎和夫君） 新議長の挨拶が終わりました。

これで、議長を交代いたします。

〔川崎和夫君が退場、前原英石君が議長席に着く〕

議長（前原英石君） これより、議長を務めさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

---

#### 副 議 長 辞 職 の 件

議長（前原英石君） 副議長の川崎和夫君から、副議長の辞職願が提出されております。

日程第5 副議長辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を事務局長より朗読させます。

事務局長（田中 勝）

#### 辞 職 願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

舟橋村議会副議長 川崎和夫

以上であります。

議長（前原英石君） お諮りします。

川崎和夫君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、川崎和夫君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

川崎議員、入場願います。

〔川崎和夫君が入場〕

議長（前原英石君） 川崎和夫君より退任の挨拶の申し出がありますので、これを許可します。

川崎和夫君。

（川崎和夫君） 舟橋村議会副議長を辞任させていただくことになりました。一言お礼のごあいさつを申し上げます。

昨年の6月村議会において議員各位のご推挙をいただき、副議長の重職につかせていただきました。この間、竹島議長をはじめ議員各位のご指導を賜り、また村長をはじめ村当局、職員の皆様方、そして住民の皆様方の温かいご協力とご指導に支えられ、今日まで副議長の職務を大過なく終えることができました。

大変ありがとうございました。ここに、皆様方のご厚情に対し、厚くお礼申し上げる次第です。

なお、今後とも村政発展のため一層の努力をしてみたいと思います。今まで以上のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、退任のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

---

#### 副 議 長 の 選 挙 の 件

議長（前原英石君） ただいま、副議長が欠員となりました。

日程第6 副議長の選挙の件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に

山 崎 知 信 君

を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました山崎知信君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山崎知信君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました山崎知信君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

副議長に当選されました山崎知信君より就任の挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

山崎知信君。

（山崎知信君） ただいまご紹介いただきました山崎です。

私は、25年度の重点事業である日本一健康な村づくり、今、新議長さんも言われました安心・安全な村づくりと、先ほど一般質問でも挙げましたコミュニティ広場、施設の実現、また10年後の健康な村、生涯を通じ、住んでいてよかったと思える村を目指し、議長の補佐役、支えになり、議員各位のご理解と役場当局のご協力をいただき、役職を全うしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（前原英石君） ご報告いたします。

さきに各常任委員会委員長及び副委員長から辞任願が提出され、許可されましたのでご報告いたします。

また、議会運営委員会委員長及び副委員長から辞任願が提出され、許可されましたのでご報告いたします。

先ほど議会運営委員会委員、川崎和夫君、前原英石から辞任願が提出されています。

---

#### 議 会 運 営 委 員 会 委 員 辞 任 の 件

議長（前原英石君） 日程第7 議会運営委員会委員辞任の件を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。



よって、議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

---

#### 議 会 運 営 委 員 会 委 員 選 任 の 件

議長（前原英石君） 日程第8 議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員2名の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、

野 村 信 夫 君

竹 島 貴 行 君

を指名いたしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました野村信夫君、竹島貴行君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

#### 議 員 提 出 議 案 第 4 号

議長（前原英石君） 日程第9 議員提出議案第4号 議会広報特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

お諮りします。

本案については、議会広報に関する編集・調査を行うため、4人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査を終了するまで閉会中の継続

調査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

議会広報特別委員会委員選任の件

議長（前原英石君） 日程第10 議会広報特別委員会委員選任の件を議題といたします。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、

森 弘 秋 君

塩 原 勝 君

野 村 信 夫 君

明 和 善 一 郎 君

以上4人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（前原英石君） これより、暫時休憩いたします。11時20分より再開いたします。

午前11時18分 休憩

---

午前11時20分 再開

議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会委員長、副委員長の互選結果の報告

議長（前原英石君） 各常任委員会、議会運営委員会並びに議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨通知がありましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に	明 和 善一郎 君
副委員長に	竹 島 貴 行 君
産業建設常任委員会委員長に	野 村 信 夫 君
副委員長に	川 崎 和 夫 君
議会運営委員会委員長に	竹 島 貴 行 君
副委員長に	野 村 信 夫 君
議会広報特別委員会委員長に	森 弘 秋 君
副委員長に	塩 原 勝 君

以上のとおり互選されました。

---

選 挙 第 4 号

議長（前原英石君） 日程第11 選挙第4号 富山地区広域圏事務組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

富山地区広域圏事務組合議会議員・竹島貴行君から組合議会議長宛てに辞職願が提出されております。

この際、組合同約第7条第2項の規定により、富山地区広域圏事務組合議会議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

富山地区広域圏事務組合議会議員に、私、

前原英石

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました前原英石を富山地区広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、私、前原英石が富山地区広域圏事務組合議会議員に当選しました。

---

#### 選 挙 第 5 号

議長（前原英石君） 日程第12 選挙第5号 中新川広域行政事務組合議会議員の補欠選挙の件を議題といたします。

中新川広域行政事務組合議会議員の野村信夫君、前原英石から組合議会議長宛てに辞職願が提出されております。

この際、組合同規約第6条第2項の規定により、中新川広域行政事務組合議会議員2名の補欠の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

中新川広域行政事務組合議会議員に

塩原 勝君

川崎和夫君

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました塩原 勝君、川崎和夫君を中新川広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、塩原 勝君、川崎和夫君が中新川広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま中新川広域行政事務組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

---

議長（前原英石君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました6議案にご同意をいただき、厚く御礼申し上げます。また、本議会におきまして、正副議長並びに議会運営委員会委員の交代をはじめ、今般設置されました議会広報特別委員会委員など、議会人事が円満な議会運営によりましてスムーズに人選されましたこと、心からお祝いを申し上げます。今後は新たな正副議長のもとでより一層議会が活性化されますよう期待するものであります。

ご承知のとおり、今回は空梅雨の天候であります。どうか議員の皆さんには健康に十分ご留意いただきまして議員活動をされますようご祈念申し上げまして、大変簡単でございますけれども、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

## 閉 会 の 宣 告

議長（前原英石君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年6月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前 11 時 26 分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年6月14日

前議長 竹島 貴行

前副議長 川崎 和夫

議長 前原 英石

署名議員 塩原 勝

署名議員 野村 信夫